

■騒音・振動を伴う作業の届出について

◆有田市内において、特定建設作業を実施しようとする者は、事前に騒音規制法、振動規制法および和歌山県公害防止条例の規定に基づく届出をしなければなりません。ただし、その作業を開始した日に終わる場合は除きます。

下表を参照のうえ、該当する場合には、作業を開始する7日前までに正本、副本あわせて2部提出してください。

◆現在定められている特定建設作業は次のとおりです。

| 特定建設作業 | | 騒音 | | 振動 | |
|--|-------------------------------|----|-----|----|-----|
| | | 法令 | 県条例 | 法令 | 県条例 |
| 1 くい打機 | もんけん | | | | |
| | 圧入式のもの | ○ | ○ | | |
| | アースオーガーを併用するもの | | | ○ | ○ |
| | 上記以外のくい打機 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 くい抜機 | 油圧式のもの | | | | |
| | 上記以外のくい抜機 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 くい打ちくい抜き機 | 圧入式 | | | | |
| | 上記以外のくい打ちくい抜き機 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 びょう打機を使用する作業 | | ○ | ○ | | |
| 5 さく岩機を使用する作業 (1日の2地点間の移動距離が50mを超えないもの) | 手持式のもの | ○ | ○ | | |
| | 上記以外のさく岩機を使用する作業 (ブレーカを含む) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 空気圧縮機を使用する作業 電動機以外の原動機を用いるもの、出力15キロワットでさく岩機を併用しないもの | | ○ | ○ | | |
| 7 コンクリートプラント(混練容量0.45立方メートル以上のもの)を設けて行う作業 | | ○ | ○ | | |
| 8 アスファルトプラント(混練重量200キログラム以上のもの)を設けて行う作業 (モルタルを製造するためのものは除く) | | ○ | ○ | | |
| 9 バックホウを使用する作業 (出力が80キロワット以上のもので、環境大臣が指定する低騒音型建設機械を除く) | | ○ | ○ | | |
| 10 トラクターショベルを使用する作業 (出力が70キロワット以上のもので、環境大臣が指定する低騒音型建設機械を除く) | | ○ | ○ | | |
| 11 ブルドーザーを使用する作業 (出力が40キロワット以上のもので、環境大臣が指定する低騒音型建設機械を除く) | | ○ | ○ | | |
| 12 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 | | | | ○ | ○ |
| 13 舗装版破砕機を使用する作業 (1日の2地点間の移動距離が50mを超えないもの) | | | | ○ | ○ |

▼法令の列のみに○印が入っている特定建設作業を実施する場合

・有田市内で実施するすべての特定建設作業について、法令に基づく届出をしてください。

▼県条例の列のみに○印が入っている特定建設作業を実施する場合

・有田市内で実施するすべての特定建設作業について、県条例に基づく届出をしてください。

▼法令、県条例の列ともに○印が入っている特定建設作業を実施する場合

・有田市内で実施するすべての特定建設作業について、法令に基づく届出をしてください。法令に基づく届出と重複する内容での県条例に基づく届出は免除されます。

※上記特定建設作業に該当、非該当に関わらず、工事により騒音、振動が発生すると考えられる場合は、近隣住民への影響を考慮し、作業内容を十分に検討するとともに、作業内容や工程について丁寧な説明を行い、工事に伴う苦情が出ないよう努めてください。